

災害防止に関する関係法令等（抜粋）

1. 労働基準局からの指導について

移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止については、労働省労働基準局長から都道府県労働基準局長宛指導文書（昭和50年12月17日付基発第759号）により、関係事業者に対し同種災害防止の徹底を図るように、指導されています。

以下に、その抜粋を紹介します。

「移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について」

1. 送配電線類に対して安全な離隔距離を保つこと。

移動式クレーン等の機体に、ワイヤーロープ等と送配電線類の充電部分との離隔距離を、次の表の左欄に掲げる電路の電圧に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以上とするよう指導すること。

電路の電圧	離隔距離
特別高圧	2m、ただし、60,000V 以上は10,000V 又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧	1.2m
低圧	1.0m

2. 監視責任者を配置すること。

3. 作業計画の事前打合せをすること。

4. 関係作業員に対し、作業標準を周知徹底させること。

2. 労働安全衛生法

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

（事業者の講ずべき措置）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。（一、二は省略）

三. 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第24条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講じる措置に応じて必要な事項を守らなければならない。

※規定に違反した場合、罰則規定（第119条：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）があります。

3. 労働安全衛生規則

第五章 電気による危険の防止

（工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止）

第349条 事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に接近する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業もしくはこれらに付随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生じるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

一. 当該充電電路を移設すること。

二. 感電の危険を防止するための囲いを設けること。

三. 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。

四. 前三号に該当する措置を講じることが著しく困難なときは、**監視人を置き、作業を監視させること。**

第六章 掘削作業等における危険防止

（作業箇所等の調査）

第355条 事業者は、地山の掘削作業を行う場合において地山の崩壊、埋設物その他地下に存する工作物の損壊等により労働者に危険をおよぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。（一、二、四は省略）

三. 埋設物の有無及び状態

（掘削機械等の使用禁止）

第363条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。